

まちづくり計画

1章 施策別計画

山口市総合計画は、「目標を市民と行政が共有し、まちづくりに当たってそれぞれの役割分担を通して、成果を上げていく」計画であることが大きな特長です。

これからまちづくりには、住民自治や市民と行政の協働といった視点が重要となります。それらを進めるに当たり、本章で施策ごとの成果指標と目標値を設定して、まちづくりの目標や進捗がわかりやすくなるようにしています。

また、市民の役割、行政の役割等、まちづくりの主体ごとの主な役割については、市民参画のもとにこれをまとめ、多様な主体の参画によるまちづくりをめざすこととしています。

(1) 成果志向型計画と施策・基本事業のねらい

山口市総合計画は「成果志向型計画」として、単に「どれくらい整備したか」や「活動をどれくらい実施したか」を成果とするのではなく、整備したことや活動したことによって「どのような効果がもたらされたか」を成果とし、施策展開の基本としています。

まちづくり構想で定めた8つの政策の具体的手法である施策、さらに施策の展開方向である基本事業には、それぞれのめざす姿である「ねらい」を設定しています。

(2) 活動指標と成果指標

一般に「どれくらい整備したか」や「活動をどれくらい実施したか」を表す指標を「活動指標」、「どれくらい効果や成果があったか」を表す指標を「成果指標」と呼び、例をあげると下の表のようになります。

例	活 動 指 標 (どれくらい整備したか、活動をどれくらい実施したか)	成 果 指 標 (どれくらい効果や成果があったか)
1	●生活習慣病予防講習の開催数 生活習慣病予防講習を年間10回開催する。	●生活習慣病予防の実践者数 講習会の開催により、生活習慣病予防の実践者数が200人増加する。
2	●道路整備延長 ○○～△△間の道路を500m整備する。	●道路通行の短縮時間 道路整備により□□～◇◇間の通行時間が、15分から13分に短縮される。
3	●地域防災組織の組織数 地域防災組織の組織数を50団体から60団体にする。	●防災体制を理解している市民の数 地域の防災体制を理解している市民の数を50,000人から60,000人にする。

活動指標は整備状況や実施状況を表すものであり、客観的で取得しやすい指標であることから、他の自治体との比較や全国平均との比較をする場合などに有効ですが、施策や基本事業のねらいの達成度を測る上では、「おそらく成果がでているであろう」ということが推測されるにとどまります。

こうしたことから、ねらいがどの程度達成できているかを測るものさしには、成果指標を用いることとしています。

(データが取れないなど設定が困難な場合には、一部活動指標で代替しています。)

(3) 成果指標の活用

成果指標については定期的にデータを調査し、施策や基本事業の成果を把握することで事業の効果的・効率的な推進に活用します。

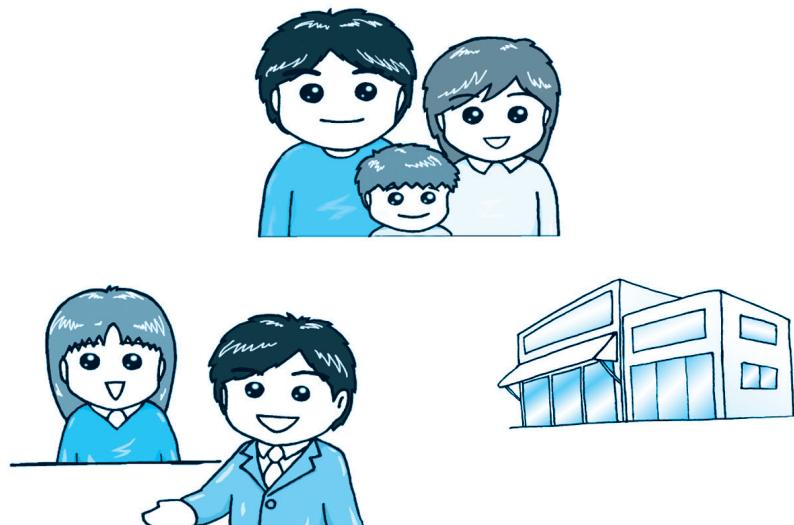
また、現段階で設定している成果指標だけでは、ねらいの達成度を把握するのに十分であるとは言い切れませんので、今後していく達成度の評価の積み重ねにより指標を補完するなどして、客観的で精度の高い指標を充実させていくこととします。

(4) まちづくりの主体ごとの役割

市民や事業者、行政などが一体となった協働のまちづくりを進めることで、施策や基本事業のねらいをより効果的・効率的に実現していくことが可能になります。

このため本章では、協働のまちづくりにおけるそれぞれの主体ごとの役割分担を明確でわかりやすくなるよう、「まちづくりの主体ごとの役割」としてまとめています。

「まちづくりの主体ごとの役割」は、総合計画策定市民会議において各施策ごとに検討された数多くの意見の中から、総合計画策定市民会議が特に重要な項目としたものを中心に示しています。



施策別計画の見方

山口市のめざすまちの姿を実現するための柱となる「政策」の名称です。

政策を実現するための手段となる「施策」の名称です。

この施策がめざす山口市の将来の姿です。

「施策のねらい」の達成度を測る指標(ものさし)です。

目標を設定する基準となる数値で、アンケートや業務データ等から取得します。

指標の内容の説明です。

政策1 支えあい健やかな暮らしのできるまち

施策1-① 一人ひとりが健康づくりを行うまち

施策のねらい

市民が自分らしく健やかに安心して生活できています。

施策の成果指標

◇自分が健康だと思う市民の割合

単位	現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
%	81.4	(82.0)	(83.0)

市民が自分は健康に日常生活を送っていると思う市民割合を見る指標です。
18歳から64歳までの市民を対象に実施するアンケートで、日々の健康状態が、「とても健康だと思う」「健康な方がと思う」と回答した市民の割合です。

◇国民健康保険被保険者（一般+退職）

一人当たりの医療費（自己負担分含む）
※高齢化の進展により一人当たり医療費は今後も増加していくことが予想されますが、施策を展開する中で医療費をできる限り抑制していきます。

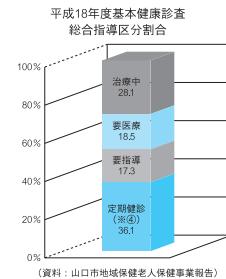
(H18年度) (H24年度) (H29年度)

円 294,571 351,000 417,000

市民が健やかに安心して生活するためにどのくらいの医療を受けているかを見る指標です。
国民健康保険被保険者（一般被保険者及び退職被保険者）の一人当たりの年間医療費です。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆ 全国的な傾向と同じく、本市でも生活習慣が変化したことによって生活習慣病（※①）が増えています。また、国民健康保険被保険者の一人当たりの医療費の増加が続いている。
- ◆多くの市民が自分の健康に関心を持っています。市民一人ひとりが自分にあった健康づくりに努め、病気を予防し、早期発見・早期治療に取り組むことが必要です。
- ◆出産や子育ての悩み、不安を解決することができず、子育ての孤立感や負担を感じる人が増えています。安心して出産や子育てができる環境が必要です。
- ◆食生活の乱れが心身に及ぼす影響が問題となっており、国においては食育基本法（※②）の制定を受け、食育推進基本計画が策定されました。「食」について市民一人ひとりが正しい知識と選択する力を持ち、健全な食生活を実践できるよう「食育」（※③）へ関心を持ち、積極的に取り組むことが必要です。



この施策での環境変化と課題を整理しています。
様々な課題に対する取り組みとして基本事業を設定します。

計画期間の中間年度と最終年度の目標値を示します。

①アンケート、統計から数値を取得して成果を測るもの

- ・「↗」「➡」…数値の向上をめざします。
- ・「➡」「➡」…数値の維持をめざします。
- ・「↘」「➡」…数値の減少をめざします。

※ () 内の数値は目標値の目安です。

※ 市が関与するほかに社会環境変化等による影響が大きい指標は白又キ矢印で表示します。

②業務データから数値を取得して成果を測るもの

- ・具体的な数値で目標値を示します。

施策を実現するための手段となる「基本事業」の名称です。

この基本事業がめざす山口市の将来の姿です。

「基本事業のねらい」の達成度を測る指標（ものさし）です。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	基本事業のねらい	基本事業成果指標
1 健康づくりの推進	市民が健康に関する正しい知識を習得し、健康により生活習慣を身につけています。	○健康により生活習慣を実践している市民の割合
2 疾病予防・早期発見・早期治療の推進	市民が病気を予防し、早期発見・早期治療に努めています。	○1年に1回健診を受けている市民（18歳以上）の割合 ○がん検診に精密検査必要者で検査・治療をしている市民の割合 ○予防接種率（子どもの予防接種）
3 母子保健の充実	保護者が、正しい知識や理解者があることで、安心して出産・育児ができます。	○安心して出産・育児ができると思う保護者の割合 ○1歳6ヶ月児・3歳児健診精密検査受診率
4 食育の推進	市民が食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活をしています。	○食育に関心を持っている市民の割合 ○朝食を食べている市民の割合
5 医療体制の充実	市民が病気やケガの時、いつでも医療を受けられます。	○急病の時でもすぐ診てもらえる医療体制が整っていると思う市民の割合

まちづくりの主体ごとの役割

市民・地域



(市 民)
 ■健康に関する正しい知識を習得し、よりよい生活習慣を身につけます。
 ■健診の特徴意義を理解し、定期的に健診を受けて健康状態を確認するとともに、早期治療をします。
 ■母子保健に関する知識を習得します。

(地 域)
 ■育てサークルの支援や地域で相談・情報交換できる子育て環境をつくります。
 ■地域は、健康づくりや食育に関する活動を積極的に行います。

行政



(行 政)
 ■健康に関する情報提供や定期健診の受診を呼びかけるなど積極的に啓発活動を行います。
 ■かかりつけ医の必要性や救急医療に関する啓発を行います。
 ■食育の啓発に努めます。

事業者



(事 業 者)
 ■従業員へ健康に関する啓発を行うとともに、従業員の健康に気を配ります。

この施策に関連する他の計画です。

部門計画 山口市健康づくり計画(策定予定)、特定健診等実施計画(策定予定)、山口市食育推進計画(策定予定)

用語説明

※①生活習慣病：食習慣、運動習慣、体重、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群です。
 ※②食育基本法：国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食生活を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律です。（平成17年7月15日施行）
 ※③食育：国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。
 ※④定期健診：検査の範囲内では異常が認められないが、今後も定期的に健診を受診し健康管理することを勧める総合指導区分です。

まちづくりの主体ごとに主な役割を掲げています。
 「施策のねらい」を実現するために、市民や事業者、行政などが一体となってまちづくりを進めていきます。